

第 31 条の 5 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第 4 類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に 2 箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【解釈及び運用】

本条は、地盤面下に埋設するタンク（地下タンク）で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合について規定している。

- 1 タンクの方法、材料、板厚、埋設方法等以外の項目については、前条のタンクの基準の例によることとされている。
- 2 少量危険物の地下タンク一基ごとに一の少量危険物取扱所とする。
- 3 第 1 項
過剰注入等による危険物の漏えいを防止するための規定である。
- 4 第 2 項第 1 号
地下タンクの埋設方法について規定している。
 - (1) タンク室に設置する場合は、危険物の蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂等をタンク室に充てんする必要がある。
 - (2) タンク室は、厚さ 20 センチメートル以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とし、雨水や地下水が浸入しないようにする。

(3) 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、コンクリートで被覆された地下タンクをいい、その構造は、危険物省令第 24 条の 2 の 5 に規定するものとする。

(4) 第 4 類の危険物をエポキシ樹脂等により防食措置を施したタンク、ガラス繊維強化プラスチックで造られたタンク又は外側をガラス繊維強化プラスチックで被覆された二重殻のタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合はタンク室を設ける必要はない。

なお、エポキシ樹脂等の防食措置の方法については、危険物省令第 23 条の 2 に規定するところによること。

5 第 2 項第 2 号

「直接荷重が掛からないように」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によりふたを支えるものであるが、支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものでなければならない。

6 第 2 項第 3 号

「タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること」とは、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締付けバンド及びアンカーボルト等についてもさび止め塗装が必要であること。

7 第 2 項第 4 号

地下タンクの材質及び板厚等の規定である。

地下タンクは、少量危険物のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板(S S 400)又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはガラス繊維強化プラスチックで造ることとされている。

(1) 「同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の板厚を有するものをいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(2) 前条のタンクとは異なり、圧力タンク以外のタンクにあつては 70 キロパスカルで、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で水圧試験を行わなければならない。

(3) 本条及び次条において「圧力タンク」とは、最大常用圧力が 46 キロパスカル以上のものをいう。

8 第 2 項第 5 号

(1) 自動計量装置については、前条第 2 項第 6 号を参考のこと。

(2) 底板の損傷防止措置は、当板を溶接する措置等とする。

9 第2項第6号

配管の取付部についての規定である。地下タンクの場合は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンクの配管はすべてタンク本体の頂部に取り付けることとされている。

10 第2項第7号

危険物の漏れを検知する設備についての規定である。

(1) 漏えい検査管を設置する場合

漏えい検査管は、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けなければならない。また、2以上の地下タンクを、相互間の距離が1メートル未満に隣接して設ける場合は、漏えい検査管を共有してよいものであること。

(2) タンク内部にセンサー等を設置する場合二重殻タンクの漏れを検知する設備は、危険物省令第24条の2の2の規定の例によること。